

# 選挙運動費用の一部を 公費で負担 [長島町長・町議会議員選挙]

**告示日** 4月12日(火)  
**投票日** 4月17日(日)  
※獅子島地区は16日(土)

町村長選挙や町議会議員選挙では、資産の多少にかかわらず立候補や選挙運動ができる環境を整えることが求められていました。公職選挙法が改正されたことに伴い、町でも条例を制定し、選挙運動費用の一部を公費で負担することになりました。

**町議選に供託金導入**  
選挙公営制度の対象拡大に伴う措置として、町議会議員選挙に供託金制度が導入されました。

**選挙公営制度とは**  
選挙公営制度とは、お金のかららない選挙を実現するとともに、立候補の機会や候補者間の選挙運動の機会均等を図るため、一定の範囲で国や地方公共団体が候補者の選挙運動費用の一部を公費で負担する制度です。

## 公費負担の限度額

長島町長選挙、長島町議会議員選挙における公費負担の限度額は次のとおりです。それぞれの限度額の範囲内で実際に要した費用のみ公費から支払われます。公費負担の適用を受けようとする場合、事前に候補者が各事業者などと有償契約を結ぶ必要があります。

### ① 選挙運動用自動車の使用

候補者は「一般運送契約方式」と「個別契約方式」のいずれかを選択することになります。

- ・最大で1日あたりの限度額の告示日から選挙期日の前日までの5日間分を公費で負担します。
- ・選挙が無投票となった場合は、届出日(告示日)1日のみが対象になります。

区分	公費負担対象	限度額
一般運送契約方式 (ハイヤー契約)	自動車借入、燃料供給、運転手雇用を一括で契約し、かかる費用の各日の合計金額(1日につき1台に限る) ※一般乗用旅客自動車運送事業者と運送契約を結ぶ	1日につき64,500円 (最大5日分)
個別契約方式	自動車借入契約 (レンタカー契約)	選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計金額(1日につき1台に限る)
	燃料供給契約	選挙運動用自動車に供給した燃料の代金
	運転手雇用契約	選挙運動用自動車の運転に従事した各日の報酬の合計金額(1日につき1人に限る)

### ② 選挙運動用ビラの作成

区分	上限枚数	上限単価	限度額
町長選挙	5,000枚	7円51銭/枚	7円51銭×5,000枚=37,550円
町議会議員選挙	1,600枚	7円51銭/枚	7円51銭×1,600枚=12,016円

### ③ 選挙運動用ポスターの作成

上限枚数	上限単価	限度額
85枚(公営ポスター掲示場数)×1.2=102枚	1,114円	113,628円

### 公費負担と供託金の改正前後比較

区分	公費負担の有無			供託金額
	選挙運動用自動車	選挙運動用ビラ	選挙運動用ポスター	
市長	○	○	○	100万円 (政令指定都市240万円)
市議会議員	○	○	○	30万円 (政令指定都市50万円)
町村長	× → ○	× → ○	× → ○	50万円
町議会議員	× → ○	頒布不可 → 頒布可能、公費負担	× → ○	なし → 15万円

## 供託金制度とは

供託金とは、候補者が公職選挙に出馬する際に、公職選挙法で定められた金額を一時的に法務局へ預けるお金のことです。当選を争う意思のない人や売名などを目的とした無責任な立候補を防ぐための制度で、選挙区分ごとにその額が決められています。立候補届出の際に、供託したことを証明する供託証明書が必要となります。

### ■ 供託物没収点について

当選または得票数が供託物没収点以上の場合、供託金は返還されますが、供託物没収点に達しない場合は、供託金は没収され、全ての費用が候補者の負担となります。

[町村長選挙] 有効投票総数 × 1/10

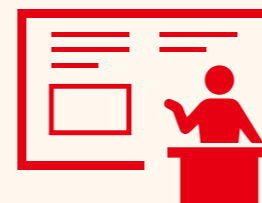
[町議会議員選挙] 有効投票総数 ÷ 議員定数 × 1/10

供託物没収点の例

100票以上 返還	100票未満 没収・全額自己負担
500当選 150落選	90落選 80落選

町議会議員選挙で定数14人  
有効投票総数14,000票の場合…  
供託物没収点は100になるため、  
得票数が100票を下回る場合は、  
供託金は没収となり公費負担の対象外になります。

## 立候補予定者 説明会



### ○日時

3月7日(月)  
午後1時30分～

### ○場所

町開発総合センター

### ○出席者

立候補予定者および選挙運動従事予定者(合計2人以内)

### ○内容

立候補の届け出、選挙運動、選挙公営など

※新型コロナウイルス

ウィルス感染症対策として、マスクの着用、手指消毒、受付での検温にご協力をお願いします。

問い合わせ先  
長島町選挙管理委員会  
☎(86)1111